

# 東京都地方卸売市場施設整備事業費補助金実施要領

平成元年6月22日元中業業第126号  
改正(最終) 令和3年6月8日3中事業第132号

## (目的)

第1 この要領は、東京都地方卸売市場施設整備事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に基づいて実施する施設整備事業の運用に関し、必要な事項を定め、その事業の効果的かつ円滑な推進を図ることを目的とする。

## (事業の実施主体)

第2 要綱第1に規定する開設者は、多摩地域の青果及び水産民営地方卸売市場の開設者とする。ただし、当該市場において、開設者に準ずる役割を果たしている施設所有者を含めるものとする。

2 1のただし書に該当する者が、要綱第4の規定による申請手続きを行う場合は、開設者の依頼書（別紙様式）を添付しなければならない。

## (補助対象事業の最低限度額)

第3 要綱第2に規定する補助事業は、事業費総額が一件当たり20万円以上のものとする。

## (補助対象施設)

第4 要綱第3に規定する補助対象施設は、卸売市場法（昭和46年法律第35号。以下「法」という。）第13条第1項の規定により知事の認定を受けた地方卸売市場の用地内に存する施設に限る。ただし、建築基準法に基づき、特定行政庁が卸売市場の用途に供する建築物の敷地として認めた範囲内において、地方卸売市場の開設者（第2の1に規定する施設所有者を含む。）が、当該建築物の新築又は増築を行う場合は、この限りではない。

## (補助対象経費)

第5 補助対象経費は、補助対象施設の整備に要する経費とする。ただし、消費税及び地方消費税相当額は補助対象経費としない。

## (補助金額の端数処理)

第6 要綱第14の規定により算出した補助金の額に、千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

2 1に規定する処理は、施設毎に行うものとする。

## (実績報告書の提出期限)

第7 要綱第13の規定により提出する実績報告書は、補助事業完了後30日以内に提出しなければならない。ただし、知事がやむを得ない事情があると認めたときは、この限りでない。

(財産処分の制限)

第8 要綱第23に規定する知事の定める期間とは、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められている耐用年数に相当する期間とする。

附 則

この要領は平成元年6月22日から施行する。

附 則(平成6年6月15日6中事業第103号)

この要領は平成6年4月1日から施行する。

附 則(平成14年7月31日14中事業第2号)

この要領は平成14年8月1日から施行する。

附 則(平成19年3月30日18中事業第740号)

この要領は平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月3日20中事業第575号)

第1 この要領は平成21年4月1日から施行する。

第2 この要領の施行前に行った手続き及び決定等の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則(平成26年5月27日26中事業第87号)

この要領は平成26年6月1日から施行する。

附 則(令和2年6月15日2中事業第240号)

この要綱は令和2年6月21日から施行する。

附 則(令和3年6月8日3中事業第132号)

この要綱は令和3年6月11日から施行する。